

T-NEWS

8

【 Vol.051 】



土屋 敬の「つれづれ雑記」

遺言書の検認手続き～手続きに参加しないとどうなるか～
消費税の課税選択の変更が柔軟に（新型コロナウイルス感染症特例）
企業に対してパワハラでの損害賠償請求が頻発する!?
最大600万円の家賃補助「家賃支援給付金」



「リモートコンサルティング」、はじめています。

弊社では、6月より営業活動において、お客さまと直接お会いしなくても、ライフプランナーが操作する端末にてコンサルティングを可能とするリモートコンサルティングシステムを導入しました。

このシステムの導入により、「時間、空間、距離」による制約がなくなり、お客さまにとって最適な環境でのコンサルティングが可能となります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、非対面でのコンサルティングを希望されるお客さまにも、対面同様の質の高い、きめ細やかなコンサルティングが提供できるようになります。

今後もお客さまの安心・安全を最優先に考え、様々な対策・サービスを実施してまいります。ご不明な点やご要望などがございましたら、どうぞご遠慮なくご相談ください。

【リモートコンサルティングシステムの概要】

- ・インターネット上で担当者の画面を共有しながら非対面でのコンサルティングが可能。
- ・インターネット環境と指定のブラウザがあれば、どこでも利用可能（アプリ等のインストールは不要です）。



土屋 敬のつれづれ雑記

『今の中に未来がある』

虫の音に、秋の気配を感じられるようになりました。
皆さま、お元気でいらっしゃいますか？

先日、ミドル世代に人気の情報誌で、
「僧侶」の特集が組まれておりました。

いつもは旅行やグルメ、芸術、文化などを取り上げている雑誌です。
意外に思い、手に取ってみると、
「心穏やかに『新たな日常』を生きる」をテーマに、
9人の僧侶のインタビュー記事が掲載されておりました。

なかでも私が心惹かれたのは、
福岡県にある弘善寺の住職、柴田泰山さんの言葉です。

**今、ここを生きる。
〈今〉の中に未来がある。
〈今〉が変われば過去も変えられます。**

「こうありたい」という未来を決めれば、今ここですべきことが見えてくる。
すると、過去に向き合う自分も変わり、やがて過去の様々な出来事の意味も変わる。
だから過去は変えられるのだそうです。

また、柴田住職はこんなこともおっしゃっていました。
「今、ここで、この一瞬にこそ、この自分が自分の人生を生きている意味があるのだと思います」。

今、この一瞬、自分のやれることを目一杯やりきる。
一人の人間として、父親として、ライフプランナーとして、背筋が伸びる思いがしました。

同じ時代に、よっぽどの縁があって出会った私たち。
声かけあって、励ましあって、一緒に頑張ってまいりましょう！



夏の立山(富山県)

遺言書の検認手続き～手続きに参加しないとうなるか～

■ 申立人以外の相続人は、検認手続きへの出席義務はない

遺言者が、自筆証書遺言を遺して亡くなられた場合、家庭裁判所での検認手続きが必要となる。検認手続きに参加しなかった場合、どうなるかを解説したい。

遺言書の検認手続きは、遺言書を保管していた者や、遺言書を発見した相続人が申し立てることになる。申立書に所定の手数料の印紙を貼り、相続関係を証明する戸籍謄本等一式、所定の額の郵券(郵便切手)を家庭裁判所に提出する。提出する家庭裁判所は、「被相続人の最後の住所」を管轄する家庭裁判所となる。

手続きが開始されると、すべての相続人に対し、検認手続きが行われる旨と出欠を連絡するようにとの通知書が届く。検認手続きへは申立人以外の相続人に出席義務はなく、都合がつかない場合や、遠方で行われる場合などは欠席しても差し支えない。

ここで、本稿の主題であるが、検認を欠席するとどうなるか。結論としては、デメリットは基本的にないということである。

■ 遺言に疑義ある場合は訴訟を提起するしかない

検認の手続きでは、遺言書の保管状況や発見時の状態の確認や、筆跡や印鑑が被相続人のものかどうかの確認が行われる。しかし、ここで「筆跡が異なる」「印鑑が被相続人のものではない」と発言したとしても、検認調書にそのような発言があったことが記録されるだけであり、遺言が無効になるわけではない。遺言の無効を主張する者は、別途、訴訟等で主張する必要がある。逆に言うと、検認手続きを欠席し、後日遺言を確認したところ疑義が生じた場合、検認手続きの場で主張しなかったことで不利に取り扱われることはない。遺言に疑義がある場合、検認手続きに出席しても、欠席しても、結局訴訟等を提起する必要があるということである。

検認手続きの場では、遺言書の原本が出席した相続人に示される。欠席した場合は、当然このような機会がないわけであるが、検認調書には、遺言書のコピーがつづられているため、後日、筆跡や印鑑も含め内容を確認することができる。なお、検認調書は自動的に送られてくるわけではなく、必要とする相続人が家庭裁判所に請求する必要があることは留意したい。

このように、検認手続きを欠席しても法律上のデメリットはない。しかし、相続人同士が被相続人の生前に交流が少ないケースの場合は他の相続人と顔を合わせる良い機会である。また、比較的交流がある場合でも、葬儀や四十九日などの場と違い、他のことに煩わされることなく、相続人同士で話をするすることができる。そのため、特に差し支えがない場合は出席することが望ましいのではないだろうか。

(田中一司 株式会社セールス手帖社保険FPS研究所 教育企画部)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

消費税の課税選択の変更が柔軟に(新型コロナウイルス感染症特例)

■消費税の課税事業者を選択する(やめる)届出等の特例

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者で、著しく売上が減少した等一定の要件を満たすものの救済措置として、4月30日付で消費税の届け出等に関する特例が施行された。

特例の対象となる事業者(特例対象事業者)は、納税地の所轄税務署長の承認を受けることで、特定課税期間(新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入の著しい減少があった期間内の日を含む課税期間)以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する(または選択をやめる)ことができる。

例えば、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業収入が著しく減少した消費税の免税事業者である事業者が、急遽、テレワーク用PCの購入、感染予防対策として内装工事等の設備投資を行う場合、原則、設備投資をする課税期間開始後は「消費税課税事業者選択届出書」を選択することはできない。しかし、この特例を適用できれば、その課税期間開始後も届出書を提出して、消費税の還付を受けることが可能となる。

特例の適用をうけるための要件と承認申請手続きは以下のとおりである。

【適用を受けるための要件】

1. 特例に係る法律の施行日(令和2年4月30日)以後に申告期限が到来する課税期間において、
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、一定期間(1ヶ月以上の任意の連続した期間)の収入が、著しく減少(前年同期比概ね50%以上)した場合で、かつ、
3. 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合

(注)2の収入には、事業者の売上その他の経常的な収入の額を含めるが、各種給付金など臨時的な収入は含めない。また、新型コロナウイルス感染症等の影響により、事業者が収入すべき金額を猶予又は減免した場合には、その猶予額又は減免額についても含めない。

【承認申請手続】

○提出書類

- ・「新型コロナ特法第10条第1項(第3項)の規定に基づく消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書」
- ・「新型コロナウイルス感染症等の影響により事業としての収入の著しい減少があったことを確認できる書類(損益計算書、月次試算表、売上帳、現金出納帳、通帳の写しなど)」
- ・「消費税課税事業者選択(不適用)届出書」

○申請期限(原則)

- ・課税事業者を選択する場合・・・特定課税期間の末日の翌日から2月以内
- ・課税事業者の選択をやめる場合・・・特定課税期間の確定申告書の提出期限

(注)申告期限の延長を受けている場合には、その延長された期限となる

■課税事業者を選択する場合、課税事業者を2年間継続する必要なし

原則、届け出により課税事業者を選択した事業者は、課税事業者を2年間継続しなければ、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出して免税事業者に戻ることができない。

しかしながら、本特例を適用して課税事業者となった事業者は、課税事業者を2年間継続する必要がない。1年間だけ課税事業者を選択することが可能である。この場合には、課税事業者の選択をやめようとする課税期間の末日までに、特例承認申請書、確認書類、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があるので留意されたい。

次の場合についても本特例により、納税義務の免除の制限が解除される。

- 1.新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合
- 2.高額特定資産の仕入れ等を行った場合
- 3.高額特定資産等について棚卸資産の調整措置の適用を受けることとなった場合

■簡易課税制度の適用に関する特例

消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられている。

例えば、新型コロナウイルス感染症等の影響により事務処理能力が低下したため簡易課税へ変更したい、または感染予防対策のために緊急な課税仕入れが生じたため一般課税へ変更したい、などの事情がある場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けることにより、課税期間開始後であっても、簡易課税制度を選択する(または選択をやめる)ことができる。

参考: 国税庁「消費税の課税選択の変更に係る特例について(詳細版)」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/keizaitaisaku/shohi/pdf/syouseizei1-2.pdf>

(木下洋子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

企業に対してパワハラでの損害賠償請求が頻発する!?

■大企業は今年6月から、中小企業は2年後の4月からパワハラ対策が義務化

令和2年6月1日、パワーハラスメント(以下パワハラ)関係及びセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント関係の改正が施行されました。その中でも特に注目を集めているのは、パワハラ対策の法制化です。これにより、令和2年6月1日から、職場におけるパワハラ防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが企業(事業主)の義務とされます(この措置義務については、一定の中小企業においては、令和4年3月31日までは努力義務とされ、義務化されるのは令和4年4月1日からとなります)。

職場におけるパワハラとは、職場において行われる以下の要素をすべて満たすものをいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

ただし、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については該当しません。

このようなパワハラを防止するために企業(事業主)が講ずべきものとして、以下の措置が義務化されています。

●企業(事業主)の方針等の明確化およびその周知・啓発

1. 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し労働者に周知・啓発すること
2. 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し労働者に周知・啓発すること

●相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備

1. 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
2. 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようすること

●職場におけるパワーハラスメントに係る事後の迅速かつ適切な対応

1. 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
2. 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
3. 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと
4. 再発防止に向けた措置を講ずること

●そのほかあわせて講ずべき措置

1. 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること
2. 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱をされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

また、企業(事業主)が、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他の不利益な取扱をしてはいけません(法律上禁止)。

■ 法改正により労働者のパワハラに対する意識が高まる!?

このような状況の下、各企業(事業主)ではパワハラの相談窓口を設置するのみでなく、パワハラの原因や背景となる要因を解消するための取組など、さまざまな取組を実施もしくは実施予定だと思います。ところが、中には「パワハラ防止のための研修でパワハラの定義について詳しく説明したところ、従業員の意識が高まったことで、かえって今まで見過ごされてきたパワハラ行為に対する被害の訴えが増えた」などという声も聞こえてきます。従業員の意識が高まることで、企業にとっては従業員からの損害賠償請求リスクに備える必要も高まってきたとも言えます。

このような損害賠償請求リスクに対応する保険としては、「雇用慣行賠償責任保険(特約)」(名称は会社によって異なります)があります。従業員等に対するパワハラ等に起因して会社や役員使用人が負担する損害賠償責任を補償するものですが、パワハラ対策の一つとして検討しておきたい保険です。

(水谷 力 株式会社セールス手帖社保険FPS研究所 教育企画部)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonylife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp

最大600万円の家賃補助「家賃支援給付金」

■「家賃支援給付金」

新型コロナウイルス感染症に伴う令和2年度第2次補正予算が成立し、「家賃支援給付金」制度が盛り込まれた。

この制度は、新型コロナウイルス感染症を契機とした緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給する制度である。

給付対象者は、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月から12月において以下のいずれかに該当する者である。

1. いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少
2. 連続する3カ月の売上が前年同月比で30%以上減少

給付額は、申請時の直近支払家賃(月額)に基づいて算出し、(月額)の6倍(6カ月分)が給付額となり、給付額の計算方法は以下となる。

法人の場合、1カ月の給付上限額は100万円である。支払家賃(月額)75万円までの部分が2/3給付となる。複数店舗を所有する場合などで家賃の支払額が75万円を超える場合、特例として75万円を超える部分が1/3給付となるため、支払家賃(月額)225万円で上限の給付額(月額100万円)になり、6カ月分では600万円が給付上限額となる。

個人事業者の場合、1カ月の給付上限額は50万円である。支払家賃(月額)37.5万円までの部分が2/3給付となる。複数店舗を所有する場合などで家賃の支払額が37.5万円を超える場合、特例として37.5万円を超える部分が1/3給付となるため、支払家賃(月額)112.5万円で上限の給付額(月額50万円)になり、6カ月分では300万円が給付上限額となる。

ご注意いただきたいことは、「持続化給付金」では本年(1月以降)のいずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少していることが基本的な給付要件となっているが、「家賃支援給付金」では(5月以降)が基準となっている点である。

また、「家賃支援給付金」は、「持続化給付金」同様に、「対象月の売上台帳等」「前年同月の売上がわかる資料(法人事業概況説明書や青色申告決算書)」のほか、「申請時の直近の支払家賃(月額)がわかる資料(賃貸借契約書や家賃の支払・引落を証明する資料等)」が必要書類となるため手元にあるかどうかを確認していただきたい。

なお、「家賃支援給付金」は、7月14日より申請受付を開始している。

■都道府県独自の家賃支援も

また、新型コロナウイルス感染症に関連した家賃に対する支援について、都道府県が独自に制定しているところもある。

この場合は、申請期間が各自治体によってかなり異なるため、申請漏れのないように下記サイトで確認いただきたい。

参照: 中小企業基盤整備機構「家賃支援金(都道府県別)」

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/yachin.html>

(今村 京子 マネーコンシェルジュ税理士法人)

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティグランキューブ
ホームページ www.sonymlife.co.jp/

担当者の身分・権限などについてのお問い合わせは
下記のフリーダイヤルをご利用ください。

<カスタマーセンター> ☎0120-158-821

担当者

(支社・営業所) 仙台ライフプランナーセンター第2支社第4営業所

(氏名) ライフプランナー 土屋 敬

(住所) 〒983-0852

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル 15F

(電話) 022-296-5472 (FAX) 022-296-5474 (携帯) 090-9538-2463

(E-mail) takashi_tsuchiya@sonylife.co.jp